

株 主 各 位

大阪市中央区安土町1丁目7番20号
大阪有機化学工業株式会社
取締役社長 鎮 目 泰 昌

第62期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催いたしました当社第62期定時株主総会において、下記のとおりご報告し、決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第62期(平成19年12月1日から平成20年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(平成19年12月1日から平成20年11月30日まで)計算書類報告の件
- 本件はそれぞれ、その内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、以下のとおりといたします。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額 81,731,472円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成21年2月23日

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次の通りであります。

1. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、当社定款の株券等に関する記載内容を変更いたしました。
 - (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第9条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行いました。
 - (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行いました。
 - (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けております。
2. 株主様の権利行使の手続が、株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款14条の記載内容を変更いたしました。
3. その他、条文の削除に伴い必要な条数の変更を行いました。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に伊田忠夫氏が再選され就任いたしました。

第4号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、当事業年度末時点の支給対象取締役4名に対し、取締役賞与を総額26,600千円支給することといたしました。

以 上

配当金のお支払いについて

第62期期末配当金は、同封の「配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行の全国本支店および出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)で払渡し期間内(平成21年2月23日から平成21年3月31日まで)にお受け取り願います。なお、銀行預金口座振込ご指定の方には、「第62期期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。